様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月 6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃけーねっと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ケーネット  （ふりがな）こば　ひろき  （法人の場合）代表者の氏名 小場　寛基  住所　〒674-0051  兵庫県 明石市大久保町 大窪５７８  法人番号　2140001058674  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進基本方針 | | 公表日 | ①　2025年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　弊社ホームページにて掲示  　https://knet-k.jp/dx/  　DX推進基本方針  ①-2　弊社ホームページにて掲示  　https://knet-k.jp/dx/  　DX推進の方向性 | | 記載内容抜粋 | ①-1　株式会社ケーネットは、情報通信分野における専門性と  これまで培ってきたネットワーク構築・システム管理の  実績を活かし、デジタル技術を最大限に活用することで、お客様の課題解決と新たな価値創造を実現します。  デジタルトランスフォーメーション（DX）は当社の中長期的成長戦略の中核であり、以下の方針に基づき推進します。  ①-2　業務改革と生産性向上  　・ネットワーク運用・監視の効率化  　・社内業務のペーパーレス化、電子契約システムの導入、ワークフローの完全デジタル化  　・顧客サポート体制のチャットボット化による迅速な一次対応  データ活用によるサービス高度化  　・顧客機器の稼働データやサポート履歴を分析し、予防保守や提案型サポートを実現  　・市場動向データを用いた新規事業・サービス企画の立案  　・社内データベース統合による経営判断の迅速化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではないため、代表取締役社長において承認し、その責任のもとで決定・実施 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進基本方針 | | 公表日 | ①　2025年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　弊社ホームページにて掲示  　https://knet-k.jp/dx/  　DX推進の方向性  ①-2　弊社ホームページにて掲示  　https://knet-k.jp/dx/  　推進プロジェクト | | 記載内容抜粋 | ①-1　データ活用によるサービス高度化  ・顧客機器の稼働データやサポート履歴を分析し、予防保守や提案型サポートを実現  ・市場動向データを用いた新規事業・サービス企画の立案  ・社内データベース統合による経営判断の迅速化  ①-2　データ活用強化  ・社内外の運用データを統合したダッシュボード構築  ・予測AIによるネットワーク障害発生予測と事前対応 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではないため、代表取締役社長において承認し、その責任のもとで決定・実施 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-1　DX推進基本方針  　DX推進の方向性  ①-2　DX推進基本方針  　推進と目標 | | 記載内容抜粋 | ①-1　人材育成と組織文化の変革  ・DXリテラシー教育の全社員必修化（AI ツール、クラウド、サイバーセキュリティ基礎）  ・他部署連携を促す情報共有基盤（Teams / SharePointなど）の高度活用  ・社員の提案を尊重するオープンな組織風土づくり  ①-2　社長直轄の「DX 推進プロジェクトチーム」を設置し、  営業・管理・技術部門が連携して以下の目標達成を目指します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進基本方針  　DX推進プロジェクト | | 記載内容抜粋 | ①　業務効率化  　・顧客問い合わせ対応のAI自動化  　・見積・契約・請求プロセスの完全デジタル化  データ活用強化  　・社内外の運用データを統合したダッシュボード構築  　・予測AIによるネットワーク障害発生予測と事前対応  DX環境整備  　・全社員へのモバイル端末（ノートPC / iPad）配備  　・AI活用予算（ツール導入＋教育）を年間計画に組み込み |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進基本方針 | | 公表日 | ①　2025年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社ホームページにて掲示  　https://knet-k.jp/dx/  　推進と目標 | | 記載内容抜粋 | ①　・残業時間の削減（3年以内に月平均残業5時間以下）  ・事務作業時間の50％削減  ・顧客満足度の20％向上（年次アンケート評価基準）  ・年間1件以上の新規DX関連サービスのリリース |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 4月 1日 | | 発信方法 | ①-1　DX推進基本方針  　弊社ホームページにて掲示  　https://knet-k.jp/dx/  　DX推進基本方針  ①-2　DX推進基本方針  　弊社ホームページにて掲示  　https://knet-k.jp/dx/  　宣言 | | 発信内容 | ①-1　情報通信分野における専門性とこれまで培ってきたネットワーク構築・システム管理の実績を活かし、デジタル技術を最大限に活用することで、お客様の課題解決と新たな価値創造を実現します。  デジタルトランスフォーメーション（DX）は当社の中長期的成長戦略の中核であり、以下の方針に基づき推進します。  ①-2　株式会社ケーネットは、DX推進を通じてお客様の事業成長を支援し、地域経済と社会全体に貢献する企業であり続けます。私たちは、変化を恐れず、技術と人材の力で持続的な価値創造を実現します。  2025年4月1日　株式会社ケーネット  代表取締役　小場　寛基 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。